

平成 27 年 10 月 27 日
株式会社日本政策金融公庫

**平成 27 年台風第 18 号等により被害を受けた皆さまに対する
災害関連の貸付について金利を軽減した措置の取り扱いを開始**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成 27 年台風第 18 号等による災害について、中小企業・小規模事業者、農業者の皆さまを対象に、本日(10月27日)付けで下表の取り扱いを開始します。

日本公庫は、このたびの大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として引き続き迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

【対象:中小企業・小規模事業者】(詳細は参考1)

窓口名(既往設置済)	左記の窓口を設置した支店	今回の措置内容
平成 27 年台風 18 号等による大雨に係る災害に関する特別相談窓口	宮城県、栃木県及び茨城県を営業区域とする全支店	既に「災害復旧貸付」の取扱いを開始しておりますが、本日付けで、特に著しい被害を受けた茨城県常総市に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対し、特別措置(「災害復旧貸付」の利率引下げ)を開始します

【対象:農業者】(詳細は参考2)

今回の措置内容
<u>平成 27 年 9 月 7 日から 9 月 11 日までの間の暴風雨(台風 18 号)及び豪雨により被害を受けた農業者の皆さまに対し、「農林漁業セーフティネット資金」等の災害関連資金について、金利負担軽減措置を開始します</u>
※ 本措置内容に関する農業者の皆さまからのお問い合わせについては、本店農林水産事業本部(フリーコール:0120-926478)及び各支店農林水産事業で受け付けています

【参考1: 中小企業・小規模事業者向け特別措置の内容】

対象者	平成27年台風第18号等により被害を受けた茨城県常総市の区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの
具体的な措置内容	<p>① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ</p> <p>② 利率引下げ適用の限度額 1,000万円(中小企業団体にあつては3,000万円)</p>

(注)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、今般、災害特例措置を追加実施(貸付利率の引下げ)します。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。

【参考2: 農業者向けの措置内容】

対象者	平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨(台風18号)及び豪雨により被害を受け、資金を必要とする農業者の方(集落営農組織等含む) なお、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受ける必要があります
具体的な措置内容	以下の災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子となるよう、公益財団法人農林水産長期金融協会から借入者に利子助成金が交付されます
対象となる資金	① 農林漁業セーフティネット資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る) ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※) ③ 経営体育成強化資金(※) ④ 農林漁業施設資金(農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う者に貸し付けられるものに限る) ⑤ 農業基盤整備資金 (※) 負債整理関係資金を除く
適用期間	平成28年3月31日までに貸付決定されたもの

<災害ごとの金利負担軽減措置等の早見表(H27.10.27時点)>

災害名	激甚災害指定	金利負担軽減措置
平成27年梅雨前線 (平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨)		
台風第9号	○ (平成27年8月28日)	○ (平成27年8月28日)
台風第11号		
台風第12号		
台風第13号	—	—
台風第15号	—	—
台風第18号 (平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨)	○ (平成27年10月7日)	○ (平成27年10月27日)